

# 経過措置が適用になる工事請負契約等に関する取扱い ～増額変更・減額変更の考え方～

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 令和元年 10月

## 経過措置とは？

→平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に契約を締結した工事の請負等(※)は、引渡し日が令和元年10月1日以降であっても旧税率(8%)が適用されます。

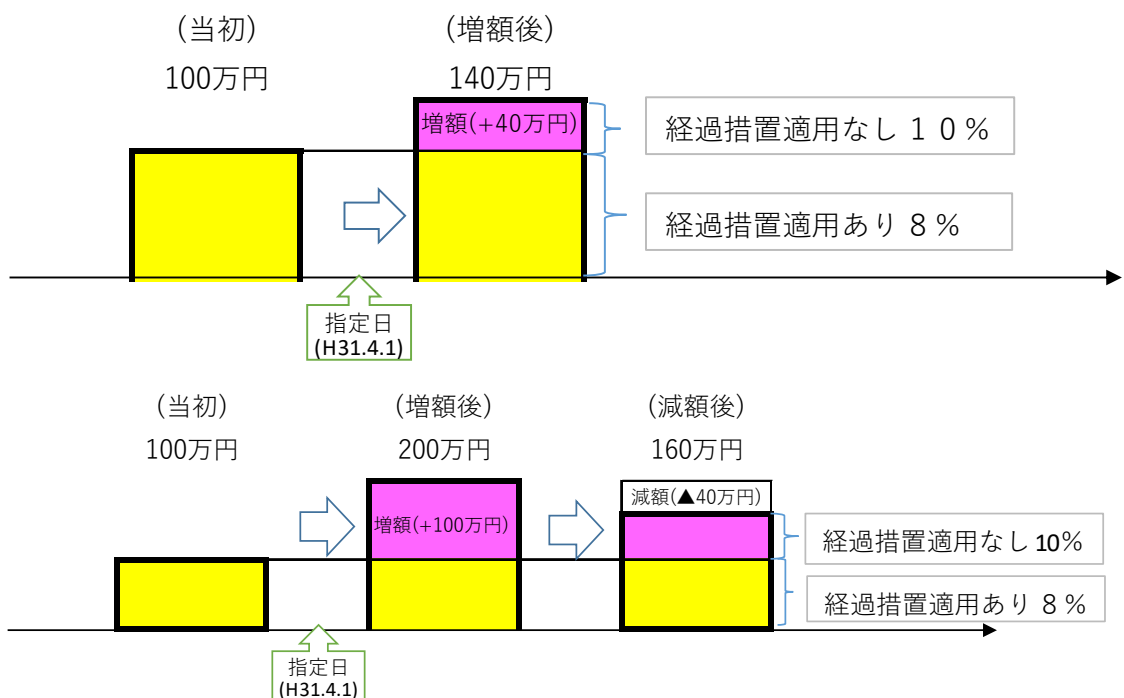
※工事の請負等とは…工事請負契約だけではなく、測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案、監理、設計等、仕事の完成に長期間を要し、かつ当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの。

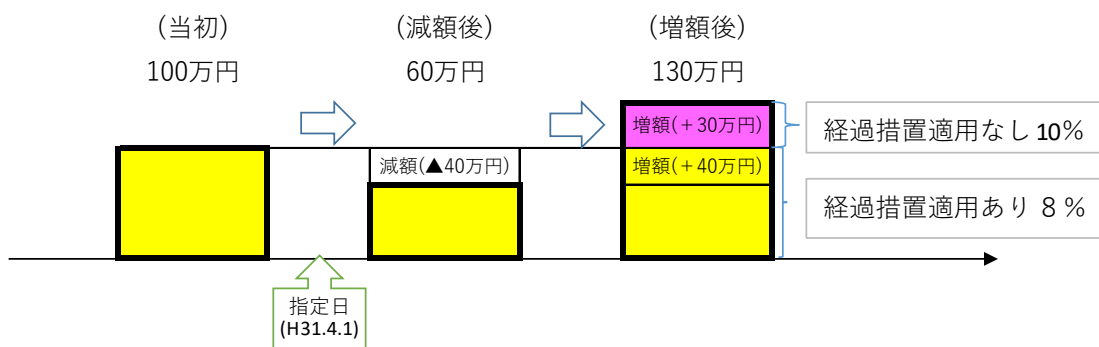
## H31.4.1 以降に 増額変更契約・減額変更契約を締結する場合の考え方

【前提】金額の増減の有無及び増減した金額は、指定日の前日(H31.3.31)時点を基準として判断します。

### ① 最終の請負金額が当初契約の請負金額よりも多い場合

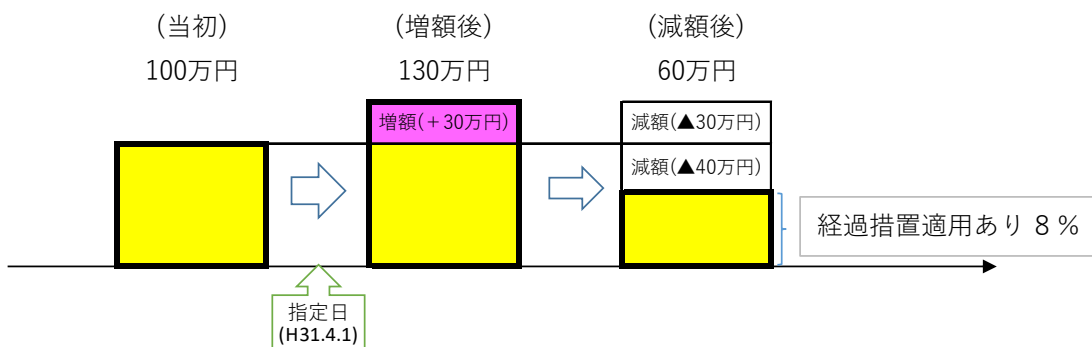
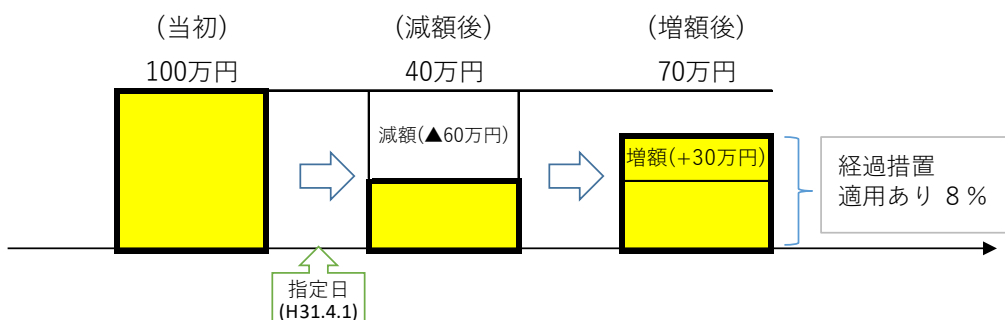
→当初の請負金額を超える部分は、経過措置が適用されない。



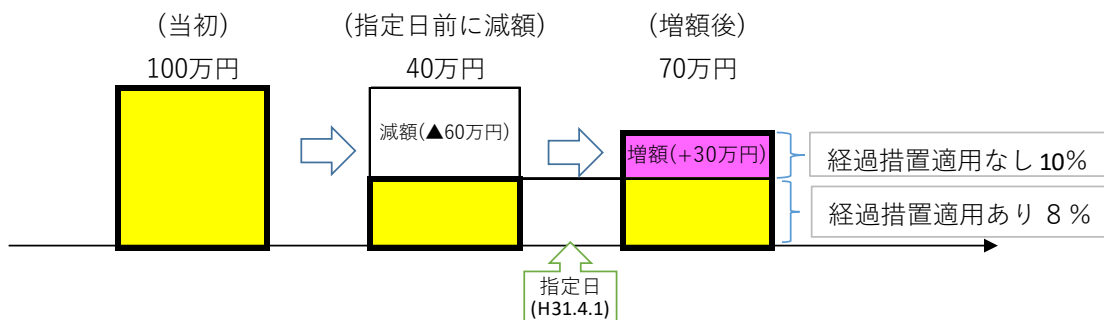


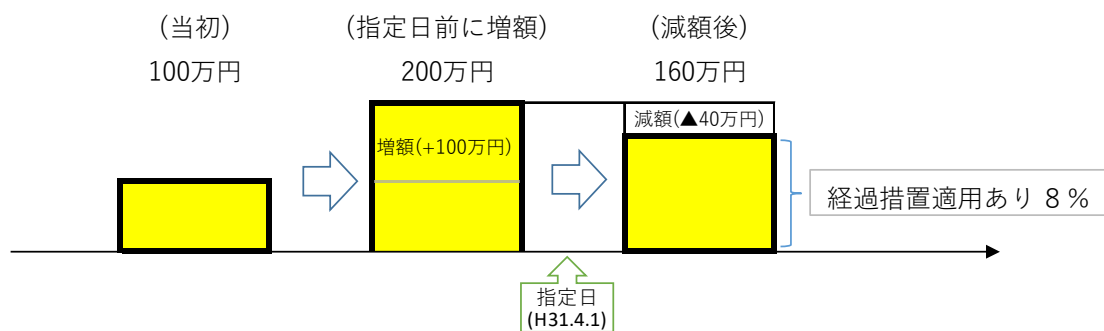
② 最終の請負金額が当初の請負金額より少ない場合

→最終の請負金額の全額が経過措置の対象となる。



【注1】 指定日の前日(平成31年3月31日)までに締結した変更契約により、当初契約の請負金額を増減している場合には、その変更後の請負金額を基に判定する。





【注2】 増額の理由が、当初の工事契約において定められていなかった追加工事などの場合には、これまで記載したようには取り扱われず、その追加工事ごとに経過措置が適用されるかどうか判断する。

### 請求にあたっての注意事項

- 経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対して当該課税資産の譲渡等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています。



経過措置の適用を受け、令和元年10月1日以降に税率を旧税率8%とする場合には、受注者は請求書に『経過措置旧税率8%適用』と表示してください。

- なお、経過措置を受けて税率を旧税率8%とする場合の請求書様式を作成しましたのでご利用ください。

《請求書様式》山梨県公共事業ポータルサイト

トップ→情報公開サービス→様式配布→落札者向け資料

→《工事の場合》→お知らせ〈工事落札者〉落札者向け資料→

2 契約締結関係様式集→①請求・支払関係→

6 精算払い請求書【経過措置が適用になる場合は

こちらを使用】《工事請負》

→《委託の場合》→お知らせ〈業務委託落札者〉委託落札者向け資料→

精算払請求書【経過措置が適用になる場合は

こちらを使用】《委託》